
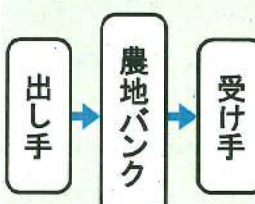


令和5年4月より、 農地の**利用権設定等の法律が変わりました**

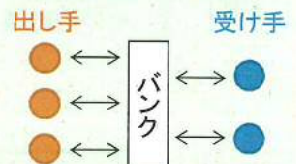
法律の改正に伴い、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用権設定等(利用権設定等促進事業)が廃止され、農地の貸借等は農地バンク又は農地法第3条による手続きのいずれかになりました。ただし、経過措置期間※中は引き続き利用権設定等促進事業の適用が可能です。

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
相対契約 	<利用権設定等促進事業> ・農用地利用集積計画の公告 (出し手→受け手)	<利用権設定等促進事業> 廃止 (ただし、経過措置期間※は適用可能)
	<農地法3条> ・農業委員会の許可	<農地法3条> ・農業委員会の許可
農地バンクを通じた契約 	<一括方式> ・農用地利用集積計画の公告 (出し手→農地バンク→受け手)	<一括方式> 廃止 (ただし、経過措置期間※は適用可能)
	<従来方式> ・農用地利用集積計画の公告 (出し手→農地バンク) ・農用地利用配分計画の公告 (農地バンク→受け手)	<新たな方式> ・原則 地域計画 の策定が必要 ・農用地利用集積等 促進計画 の公告 (出し手→農地バンク) (農地バンク→受け手)

(参考)農地バンクの特徴

- ・公的機関である農地バンクが仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- ・出し手も受け手も、農地バンクのみと契約を結ぶため、複数の農地を貸し借りしても、農地バンクを相手に確実に、かつ、まとめて、賃料支払い・受け取りができます(賃貸借の場合)。
- ・契約期間満了後、農地は必ず出し手に返却されます。自動更新では無いため、引き続き双方が貸付を望む場合は、再貸付の契約を農地バンクと結びます。

賃料支払いのイメージ



※経過措置期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)

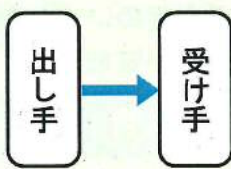
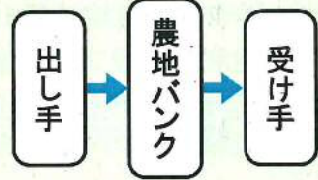
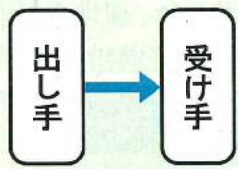
○ただし、地域計画を策定する場合は策定日の前日まで

○貸借期間は経過措置期間終了後についても設定可能

例:【公告日】令和6年4月1日

【貸借期間】令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

農地の利用権設定等の方法比較表

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・相対契約 ・農用地利用集積計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクを通じた契約 ・農用地利用集積等促進計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対契約 ・農業委員会の許可が必要 
適用	原則廃止 (経過措置期間(R7.3.31まで)は適用可能。※地域計画を策定する場合は、策定日の前日まで)	継続	継続
貸借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に出し手に戻る (両者の合意により更新又は再契約が可能)	自動的に出し手に戻る (両者の合意により更新又は再契約が可能)	賃貸借を解消するには、原則として知事(神戸市内の農地は神戸市農業委員会)の許可を要する
手続きにかかる期間	1ヶ月～1.5ヶ月	4ヶ月～5ヶ月	1ヶ月～2ヶ月
※市町が設定するスケジュールにより期間が異なる場合があります			
必要書類(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定の各筆明細書 ・農業経営の状況等 ・新規の場合: 農業委員確認書 ・その他必要書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・各筆明細書 ・登記事項証明書 ・位置図 ・法制局保管の地籍図又は字限図 ・新規の場合: 農業委員確認書 ・その他必要書類 ※地域計画に位置づけられた者は省略可能な書類あり	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条許可申請書 ・登記事項証明書 ・位置図 ・字限図 ・営農計画書 ・その他必要書類
※市町により必要書類が異なる場合があります			
備考	一括方式による農地バンクを通じた利用権設定等も廃止、ただし経過措置あり。		

(お問合せ先)

農地の利用権設定等や地域計画に関することは、お近くの市町農政振興課、県農林(水産)振興事務所まで、お問合せ下さい。